

東海市告示第122号

東海市住民票の写し等の交付事務等に係る本人確認実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月15日

東海市長 花田勝重

東海市住民票の写し等の交付事務等に係る本人確認実施要綱の一部を改正する要綱

東海市住民票の写し等の交付事務等に係る本人確認実施要綱（平成20年東海市告示第77号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中(28)を(30)とし、(2)から(27)までを(4)から(29)までとし、(1)の次に次のように加える。

(2) 特定在留カード

(3) 特定特別永住者証明書

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。